記　者　発　表　資　料

平　成　23　年　9　月　16　日
東　北　地　方　整　備　局

東北地方整備局発注工事等からの排除措置について

東北地方整備局は、宮城県警察本部からの排除要請を受け、下記業者について、当地方整備局が発注する工事、建設コンサルタント業務等からの排除措置を行うこととしました。

排除措置の概要

１．排除を行うこととした業者名及び住所

業者名	住所
株式会社紫微設計	京都府京都市上京区西三本木通丸太町上ル真町４７４－１

２．排除を行うこととした日（通知日）
平成23年9月16日

３．排除を行うこととした理由
「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」１（３）及び「建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について」表－１の３（３）に該当するため。

〈参考〉地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」１（３）（港湾空港関係を除く業務を対象とする）

指　名　基　準　の　留　意　事　項	
１　不誠実な行為の有無	以下の事実に該当する場合は、指名しないこと。 （３）警察当局から、地方支分部局の長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。

〈参考〉建設コンサルタント等業務の請負契約に係る指名基準の運用基準について」表－１の３（３）（港湾空港関係業務を対象とする）

指　名　基　準　の　留　意　事　項	
３　不誠実な行為の有無	（３）警察当局から、港湾建設局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共建設コンサルタント等業務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは指名しないこと

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○　総務部　契約課　　課長　　黒沢（くろさわ）　勇（いさむ）　（内線　2511）
課長補佐　　今（こん）　敦志（あつし）　（内線　2512）
総務部　　経理調達課（ＴＥＬ　022-716-0012）（ダイヤルイン）
課長　　鶴間（つるま）　誠（まこと）　（内線　6551）
○は本件の主務課です。